

## 社会福祉法人明和会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明和会(以下「当法人」という)定款第9条及び第23条の規程に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

### (常勤役員等の報酬)

第2条 理事長については、役員報酬等は支給しないものとする。

2 理事長以外の常勤役員等については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

### (非常勤役員等の報酬)

第3条 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、別表第2に基づき、旅費を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、支払い事実が発生したのち、速やかに、その指定する金融機関の口座に振り込むこととする。

### (公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### (補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年 6月18日より施行する。

附則 この規程は、令和 5年12月28日より施行する。

別表第1 (非常勤役員等の報酬)

1. 評議員

	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

2. 理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

3. 監事

	日 額
監事監査等への出席	10,000円
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

別表第2 (非常勤役員等の旅費)

	旅 費
島内	2,000円
高松市内	5,000円
高松市以外の県内	8,000円
県外	15,000円